## 周南市市民参画条例の解説

~ わたしたちが創る、わたしたちのまち周南~



平成 1 9 年 2 月 周 南 市

### はじめに

少子高齢化や環境問題の深刻化など、対応すべき課題が複雑かつ多様化する 今日にあって、地方自治体は、自主性及び自立性を発揮して地域の実情に合っ た自治を展開していくことがより一層求められてきています。

このような状況のもと、本市では、市民の皆さんが市政に参画する仕組みについて検討するため、平成17年7月に市民活動経験者や公募による市民の方々など20人の委員で構成された「周南市市民参画検討委員会」を設置しました。

検討委員会においては、のべ39回の会議を開催し、検討を重ねられるとともに、パブリック・コメントや「周南市市民参画フォーラム」などの様々な市民参画の方法を用いて、多くの方々の意見を伺いながら提言書をまとめられ、平成18年9月に市に提出されました。

これを受け、その内容や趣旨をできる限り尊重してまとめ上げた条例案が平成18年12月市議会で可決され、平成19年4月1日に周南市市民参画条例を施行する運びとなりました。

従来から、市の重要な計画づくりなどに、市民の皆さんの参画をいただいているところですが、この条例を生かし、一層の市民参画を推進し、豊かで輝きに満ちた周南市を創造していくためには、市民の皆さんがこの条例を十分理解し、適切かつ効果的に運用していくことが必要です。この解説書は、その一助となるよう作成したものです。

この解説書が多くの市民の皆さんに読まれ、市民参画のまちづくりが一層進展することを願っております。

平成19年2月

周南市長 河 村 和 登

## 目 次

1	条例制	側定の背	景・	•	•			•		•	•	•				•	•	•	•	•		•		• 1
2	周南市	の現状	と課題	Į			•	•				•			•	•							•	• 2
3	周南市	市民参	画条例	の	全	文:	_		•	•			•					•		•	•			• 3
4	周南市	市民参	画条例	Jの	解	諺	ź																	
		前文								•		•						•		•				9
		第1条	目的							•		•						•		•				10
		第2条	定義							•		•						•		•				11
		第3条	基本原	則			•	•	•	•		•		•	•	•		•			•		•	13
		第4条	市民の	責	務			•	•	•		•		•	•	•		•			•		•	14
		第5条	市の機	鰼	の	責	務			•			•	•	•	•	•	•			•		•	15
		第6条	市民参	画	の	対	象			•			•	•	•	•	•	•			•		•	16
		第7条	市民参	画	の	方	法			•			•	•	•	•	•	•		•	•		•	21
		第8条	市民参	画	の	実	施			•			•	•	•	•	•	•			•		•	22
		第9条	提出さ	'n	た	意	見	等	の	検	討			•	•	•	•	•			•		•	24
		第10条	公表の	方	法			•	•	•			•	•	•	•	•	•			•		•	25
		第11条	パブリ	ッ	ク		コ	メ	ン	۲	の	実	施		•	•	•	•			•		•	26
		第12条	市民説	朗	会	`	ワ	_	ク	シ	3	ッ	プ	等	の	実	施	の	公	表			•	28
		第13条	審議会	等	の	委	員·	公	募	及	び	会	議	の	公	開					•		•	29
		第14条	意向の	把	握					•		•						•		•				30
		第15条	市民参	画	推	進	審	議	会	の	設	置						•		•				31
		第16条	市民参	画	の	実	施	状	況	等	の	公	表		•	•		•			•		•	33
		第17条	市民参	画	の	方	法	<b></b>	普	及	等		•	•	•	•	•	•			•		•	33
		第18条	意思決	定	過	程	<b>ග</b> ්	特	例				•	•	•	•	•	•		•	•		•	34
		第19条	条例の	見	直	し			•	•			•	•	•		•	•		•	•		•	35
		第20条	委任				•	•	•	•			•	•	•	•	•	•			•		•	35
		附則		•		•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•		•	•		•	36
5	参考資	資料																						
	(1)	周南市市	民参画	i条	例	の	構	成	(	条	例	•	規	則	関	連	表	)		•	•	•	•	37
	(2)	周南市市	民参画	i条	例	施	行	規										•						38

## 1 条例制定の背景

今、日本社会は大きな転換を迎えつつあります。経済成長を追求した時代から、自然環境や文化の豊かさ、安全性、住みよさなど生活の質の向上を目指した成熟の時代へと大きく変わろうとしています。

また、地球規模での相互依存や情報技術の発展が著しく進む一方で、社会問題はより多様化・複雑化しつつあり、環境問題や少子高齢化への対応、地域の防災・防犯など、市民の皆さん一人ひとりでは解決が難しい課題も増えています。

同時に、地方分権の進展や自治体の行財政改革などに見られるように、従来 の問題解決のしくみ、システムそのものが根本から問い直されてきています。

このような時代にあっては、「地域のことは地域で責任をもって決定する」という意思のもとに、市民の皆さんの参画に基づくまちづくりを進め、皆が安心して暮らすことのできる豊かな地域社会を築いていかなければなりません。

すなわち、自治意識と責任感、相互協力のこころを育みながら、市民の皆さん自らが公共の担い手となり、市民の皆さんと行政との協働によるまちづくりを進めていくことが必要です。

そのようなまちづくりへの第一歩として、市民の皆さんが行政と情報を共有 しながら、市政に広く参画できるしくみをつくることが、今まさに求められて いるのです。

## 2 周南市の現状と課題

周南市では、現在、各種審議会、説明会、アンケートなどにより、市民の皆さんの意見、提案等を市政に反映させるため様々な方策を実施しています。

具体的には、各種審議会への委員公募、市民生活に影響を及ぼすような事業における事前説明会の実施、「公園づくり」等におけるワークショップ手法の導入、市の施策や事業について市職員が出向いて説明する「しゅうなん出前トーク」や、「ひとづくり」に関する施策を市民の皆さんが提案し市民の皆さんと行政とが協働で実施する「ひと・輝きプロジェクト公募事業」など、様々な事業において市民参画の機会を設けています。

そして、市民参画の前提となる市政情報の提供は、市広報紙、市ホームページ、説明会等により行っています。

しかし、審議会への委員公募やワークショップ手法の導入など、近年始められたものも多く、市民の皆さんや市職員の間にも市民参画に対する認識はまだまだ薄い状況にあり、その対応は施策によりまちまちで、統一的なルールのもとで実施していないのが現状です。

市民参画をさらに推進するためには、市民の皆さんや市職員の理解はもちろん、施策の企画立案段階からの参画機会の確保や情報提供など、市民参画の仕組みづくりを行い、その取り組みを通して市民の皆さんの自治意識を高めていくことが重要であると考えます。

このためにはまず、市民参画による市政を進める上での基本的なルールとして、周南市市民参画条例を制定し、市政への市民参画を制度として確立し、保障していくことが必要です。

## 3 周南市市民参画条例の全文

(平成18年12月22日公布 周南市条例第67号)

周南市市民参画条例

目次

前文

第1章 総則(第1条 第5条)

第2章 市民参画の実施等(第6条 第14条)

第3章 市民参画の推進(第15条 第17条)

第4章 雑則(第18条 第20条)

附則

地方分権の時代を迎え、「地域のことは、地域で考え、決定し、行動しよう」、「市民に身近なことは市民が参画し、その責任において決め、解決しよう」、「自分たちの地域社会は自分たちで治めよう」という自治意識の成熟が求められるようになってきました。

幸いにも、私たちのまち・周南市では、まちづくりに対して自発的に提言し、様々な課題を主体的に解決していこうという意識をもつ市民が数多く生まれています。未来に向けて、豊かで輝きに満ちた周南市を創造していくためには、これら市民の力を結集するとともに、これまで以上に、市民自らが公共の担い手となり、自治意識と責任感、相互協力のこころをはぐくみ、協働によるまちづくりを進めていくことが必要です。

こうした考え方を具体化するための第一歩として、市民一人ひとりが主体的に市政に参画 するための基本的な取り決めをまとめた周南市市民参画条例をここに定めます。

市民が市政に関心をもち、自ら主体的に発言し、提案することを通して、周南のまちを市民と市がともに手を携えて築いていくことに誇りと喜びを感じられる時代がくることを、私たちは確信しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民が主体的に市政に参画するために必要な基本事項を定めることにより、協働によるまちづくりを推進し、豊かで輝きに満ちた地域社会を築いていくことを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとお りとします。

市民 市内に住む人、働く人、学ぶ人及び市内に事務所又は事業所を有するものをいいます。

市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、 固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び消防長をいいます。 協働 市民と市の機関が、目標を共有した上で、対等な立場に立ち、それぞれに果た すべき責任と役割を自覚し、協力し合うことをいいます。

市民参画 市の機関が行う施策に市民の意見、提案等(以下「市民の意見等」といいます。)を反映させるため、その企画立案から実施、評価に至るまで、市民が主体的に参画することをいいます。

(基本原則)

第3条 市民参画の基本原則は、次のとおりとします。

市民が、自らの意思と責任の下に行うものとします。

市民が平等に参画することができるものとします。

市民と市の機関が、対等な立場で、相互の役割を理解し、尊重しながら行うものとします。

市民と市の機関が、市政に関する情報を共有することにより行うものとします。 (市民の責務)

- 第4条 市民は、進んで市政に参画し、自らの知識や経験を市政に生かしていくよう努める ものとします。
- 2 市民は、自らの発言と行動に責任を持って市政に参画するよう努めるものとします。
- 3 市民は、公共の利益を図ることを基本として、お互いの意見を尊重しあいながら、市政 に参画するよう努めるものとします。

(市の機関の責務)

- 第5条 市の機関は、市政に関する情報を積極的に市民に提供するよう努めるものとします。
- 2 市の機関は、市民参画の機会を積極的に設けるよう努めるものとします。
- 3 市の機関は、市民の意向を的確に把握し、施策に反映させるよう努めるものとします。 第2章 市民参画の実施等

(市民参画の対象)

第6条 市民参画の対象となる施策(以下「対象施策」といいます。)は、次のとおりとします。

市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更市政の基本的な方針を定める条例の制定又は改廃

市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例の制定又は改廃

広く市民に適用され、市民生活や事業活動に直接、重大な影響を与える制度の導入又 は改廃

広く市民が利用する大規模な公共施設の設置に関する計画等の策定又は変更

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参画の対象としないことができます。

緊急を要するもの

軽易なもの

法令の規定により市民参画を実施するもの

法令の規定により施策の実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの 市の機関の内部事務処理に関するもの

市税の賦課その他金銭の徴収に関するもの

前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるもの

- 3 市の機関は、第1項各号に掲げるもの以外のもの(前項各号のいずれかに該当するもの を除きます。)にあっても、市民参画の対象とすることができます。
- 4 市の機関は、対象施策としているものであって、第2項の規定により市民参画を実施しなかった場合において、市民からその理由を求められたときは、当該市民にこれを説明しなければなりません。
- 5 市の機関は、対象施策としているものであって、第2項第1号の緊急を要することを理由に市民参画を実施しなかったときは、第15条に定める周南市市民参画推進審議会に報告しなければなりません。

(市民参画の方法)

第7条 この条例における市民参画の方法は、次のとおりとします。

パブリック・コメント(市の機関が施策を定めるとき、その原案を公表して、書面等により広く意見を求め、その意見の概要、意見に対する市の機関の考え方等を公表する方法)

市民説明会(市の機関が施策を定めるとき、市民に事業決定の前に考えを説明し、市民の意見等を聴取し、又は討議する方法)

ワークショップ(市の機関が施策を定めるとき、市民と市の機関又は市民同士が問題点を共有し、認識しながら、相互に議論、共同作業などを通して、案を作り上げていく方法)

審議会等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により設置された審議会、審査会等の附属機関及び市の機関が定める要綱等により設置された懇話会、研究会等に、市の機関が諮問等をすることにより意見等を求める方法)

前各号に掲げるもののほか、市の機関が適当と認める方法

(市民参画の実施)

- 第8条 市の機関は、市民参画を実施しようとするときは、前条各号に掲げる市民参画の方 法のうちから、適切な方法により実施します。
- 2 市の機関は、市民参画を実施しようとするときは、次の事項に配慮します。

必要と認められるときは、複数の方法により多様な市民の意見等が得られるようにすること。

高度な専門性を必要とする施策については、深い知識と経験を持つ市民の参画が得られるようにすること。

地域性を有する施策については、対象となる地域の市民の参画が得られるようにする

こと。

- 3 市の機関は、市民参画を実施しようとするときは、その結果を施策の決定に生かすことができる適切な時期に実施するものとします。
- 4 市の機関は、市民参画を実施しようとするときは、周南市情報公開条例(平成16年周 南市条例第36号)に定める不開示情報に該当するものを除き、施策に関する情報を適切 な時期に公表するものとします。

(提出された意見等の検討)

- 第9条 市の機関は、市民参画の実施により提出された市民の意見等を尊重し、検討します。 (公表の方法)
- 第10条 この条例に定める公表の方法は、次に定めるとおりとし、2以上の方法で行うこととします。

市広報紙への掲載

市ホームページへの掲載

ケーブルテレビでの放映

周南市公告式条例(平成15年周南市条例第3号)に定める掲示場への掲示 市の機関が設置する情報公開・個人情報保護担当の窓口への備付け 前各号に掲げるもののほか、市民に広く周知できる方法

(パブリック・コメントの実施)

第11条 市の機関は、パブリック・コメントを実施するときは、次の事項を公表します。 施策の案及びその案に関する資料

意見の提出先、提出期間及び提出手段

前2号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

- 2 パブリック・コメントにおける意見の提出期間は、前項の規定による公表の日から原則として1箇月とします。
- 3 パブリック・コメントにおける意見の提出手段は、次に掲げるとおりとします。

書面持参

郵便

ファクシミリ

電子メール

前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める手段

- 4 パブリック・コメントにより意見を提出しようとするものは、住所、氏名(法人その他の団体にあっては所在地、名称及び代表者氏名)及び連絡先を明らかにします。
- 5 市の機関は、パブリック・コメントにより提出された意見に対する検討を終えたときは、 周南市情報公開条例に定める不開示情報に該当するものを除き、意見の概要及び市の機関 の考え方並びに施策の案を修正したときはその修正内容を公表します。

(市民説明会、ワークショップ等の実施の公表)

- 第12条 市の機関は、市民説明会、ワークショップその他市の機関が行う施策に市民の意見等を反映させるため市民に参画を求める集会を実施するときは、日時、場所、内容等に関する情報を開催日の2週間前までに公表します。
- 2 市の機関は、市民説明会、ワークショップその他市の機関が行う施策に市民の意見等を 反映させるため市民に参画を求める集会を実施したときは、周南市情報公開条例に定める 不開示情報に該当するものを除き、開催記録を公表します。

(審議会等の委員公募及び会議の公開)

- 第13条 市の機関は、審議会等の委員を選任するときは、委員の公募に努めます。
- 2 審議会等の委員の公募に関し必要な事項は、別に定めるところによります。
- 3 審議会等の会議は、事前に開催を公表し、周南市情報公開条例第22条の規定により公開します。

(意向の把握)

第14条 市の機関は、この章に定めるもののほか、適切な方法により、広く市民の意識や 意見を把握するよう努めます。

第3章 市民参画の推進

(市民参画推進審議会の設置)

- 第15条 この条例に定める市民参画の適正な運用及び市民参画を推進する上で必要な事項を審議するために周南市市民参画推進審議会(以下「推進審議会」といいます。)を設置します。
- 2 推進審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議します。

第6条第5項の規定による報告に関する事項

市民参画の実施状況の評価に関する事項

この条例の運用状況に関する事項

市民参画の方法の研究及び改善に関する事項

この条例の見直しに関する事項

前各号に掲げるもののほか、市民参画に関する基本的事項

- 3 推進審議会は、市民参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができます。
- 4 推進審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織します。

市長が行う公募に応じた者

学識経験者

前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

- 5 推進審議会の委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残 任期間とします。
- 6 推進審議会の委員は、再任されることができます。

(市民参画の実施状況等の公表)

第16条 市長は、毎年度、市民参画の実施状況及び推進審議会における評価(前条第2項 第2号の規定による評価をいいます。)結果をまとめて公表します。

(市民参画の方法の普及等)

第17条 市民と市の機関は、様々な市民参画の方法の普及に努めるとともに、それらの長 所及び短所を理解し、有効に運用できる人材の養成に努めます。

第4章 雑則

(意思決定過程の特例)

第18条 審議会等がこの条例に定める市民参画の方法に準じて策定した報告、提言又は答申に基づき、市の機関が行う施策については、この条例に定める市民参画を実施する必要はありません。

(条例の見直し)

第19条 市長は、社会情勢の変化や市民参画の状況を踏まえ、必要に応じ、この条例の見 直しを行います。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に 定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行します。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、既に着手され、又は着手のための準備が進められている施策であって、時間的な制約その他正当な理由により市民参画を実施することが困難な場合については、第6条から第13条までの規定は適用しません。

## 4 周南市市民参画条例の解説

前文

地方分権の時代を迎え、「地域のことは、地域で考え、決定し、行動しよう」、「市民に身近なことは市民が参画し、その責任において決め、解決しよう」、「自分たちの地域社会は自分たちで治めよう」という自治意識の成熟が求められるようになってきました。

幸いにも、私たちのまち・周南市では、まちづくりに対して自発的に提言し、様々な課題を主体的に解決していこうという意識をもつ市民が数多く生まれています。未来に向けて、豊かで輝きに満ちた周南市を創造していくためには、これら市民の力を結集するとともに、これまで以上に、市民自らが公共の担い手となり、自治意識と責任感、相互協力のこころをはぐくみ、協働によるまちづくりを進めていくことが必要です。

こうした考え方を具体化するための第一歩として、市民一人ひとりが主体的 に市政に参画するための基本的な取り決めをまとめた周南市市民参画条例をここに定めます。

市民が市政に関心をもち、自ら主体的に発言し、提案することを通して、周 南のまちを市民と市がともに手を携えて築いていくことに誇りと喜びを感じら れる時代がくることを、私たちは確信しています。

#### 【説明】

条例制定にあたっての背景や基本的考え方についてふれ、市政への市民参画を推進 していく決意を表明しています。

地方分権の時代を迎え、未来に向けて、豊かで輝きに満ちた周南市を創造していくためには、自治の主体である市民の皆さんが持つ知識や経験などを、市の施策に反映させていくことが重要と考えられます。この条例は、こうした考え方に基づいて、市政への市民参画を推進するために必要な事項を定めるものです。

また、この条例は、市民の皆さんが持つ知識や経験などをまちづくりに生かすことだけにとどまらず、最終的には、そうしたことをきっかけとして地域に対する市民の皆さんの関心を高め、より良い、より豊かな周南市の姿はどうあるべきかについて市民の皆さんと市がともに考え、その実現のために、ともに行動する地域社会の実現を目指すものです。

#### 第1条 目的

第1条 この条例は、市民が主体的に市政に参画するために必要な基本事項を 定めることにより、協働によるまちづくりを推進し、豊かで輝きに満ちた地 域社会を築いていくことを目的とします。

#### 【説明】

市民の皆さんが市政に参画するために必要な基本事項を定め、市民の皆さんと市が ともに力を合わせてまちづくりを進めて行くための基本ルールとして位置づけていま す。

この背景には、市民の皆さん一人ひとりが自らの手で、公共を担うという強い意志のもとに、市民の皆さんと市が助け合い協力し合って、協働によるまちづくりを推進していくという考え方があります。

さらに、この市民参画を推進することにより、「豊かで輝きに満ちた地域社会」を築いていくことを究極的な目的としています。

#### 第2条 定義

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号 に定めるとおりとします。

市民 市内に住む人、働く人、学ぶ人及び市内に事務所又は事業所を有するものをいいます。

市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、 農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び消防長をいい ます。

協働 市民と市の機関が、目標を共有した上で、対等な立場に立ち、それぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、協力し合うことをいいます。

市民参画 市の機関が行う施策に市民の意見、提案等(以下「市民の意見等」といいます。)を反映させるため、その企画立案から実施、評価に至るまで、市民が主体的に参画することをいいます。

#### 【説明】

ここでは、社会通念上、その意義に広狭があり、あるいは様々に解釈される余地がある用語について、解釈上の疑義を少なくするために、この条例において用いる特定の意義を定めています。

#### 「市民」について

一般に「市民」というと、その地域に居住して暮らしている人々と解される場合が多いですが、この条例では、より多くの人々が参画できるようにするため、幅広く「市民」を定義しています。それは、市民参画の対象となる施策の中には、市内で日常的に活動を行う他の自治体からの通勤者や通学者、さらには市内に事務所又は事業所を置く法人や個人、市民活動団体など、広範な人々が関係している施策があるからです。

なお、この条例を運用するにあたって、地域性を有する施策を実施する際には、当該 地域に居住して暮らしている人々を対象とした市民説明会を開催するなど、個々の施策 の内容や実施する市民参画の方法により、意見等を求める市民の範囲が異なる場合があ ることから、市の機関は、個別具体的な市民参画を実施する際に、別途、適切な市民の 範囲を定めるなど、必要に応じて柔軟に運用していくことになります。

#### 「市の機関」について

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資

産評価審査委員会、水道事業管理者及び消防長を「市の機関」として定義しています。

#### 「協働」について

一般に「協働」というと、「市民と市民の協働」「市民と企業の協働」「市民と市の機関の協働」など、様々な自立した主体どうしの協働が考えられます。この条例では「市民と市の機関の協働」として定義しています。

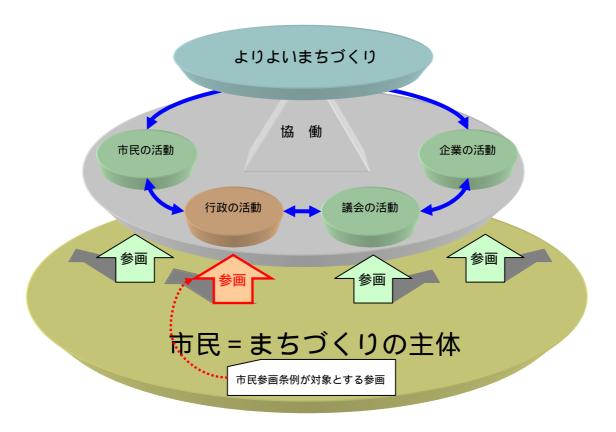
#### 「市民参画」について

一口に「市民参画」と言っても、市民の皆さんが参画する対象は様々であり、行政 の活動への参画のほかに、議会の活動への参画、市民の活動への参画などが考えられ ます。

この条例に掲げる「市民参画の対象」は、行政(市の機関)の活動への参画を対象 としており、市の機関が施策を定める際に、その意思決定をするプロセスに、市民の 皆さんが自らの意見等を反映させ、より良いまちづくりを進めるため、主体的に参画 することとしました。

従って、議会の活動への参画、市民の活動への参画などは条例の中では規定していません。

#### 【市民参画のイメージ】



#### 第3条 基本原則

第3条 市民参画の基本原則は、次のとおりとします。

市民が、自らの意思と責任の下に行うものとします。

市民が平等に参画することができるものとします。

市民と市の機関が、対等な立場で、相互の役割を理解し、尊重しながら行うものとします。

市民と市の機関が、市政に関する情報を共有することにより行うものとします。

#### 【説明】

ここでは、前文や目的にのっとり、市民の皆さんと市の機関がこの条例を運用して いくにあたっての市民参画の基本原則を示しています。

#### について

市民参画は、市の機関や他の人から強制されて行うものではなく、市民の皆さんの 自主性に基づいて行うものであるとの考え方のもとに規定しています。

#### について

社会情勢が変化する中で、これからは、市民の皆さんがまちづくりの担い手となることが求められています。そのためには、市民の皆さんが平等に市政に参画することができるように、その機会が設けられることが必要であるとの考え方のもとに規定しています。

#### について

市民の皆さんと市の機関は、常にまちづくりのパートナーであることを認識し、共 通の課題に取り組むことが必要であるとの考え方のもとに規定しています。

#### について

市民の皆さんが市政に関する情報を適切に得ることができなければ、市民の皆さんと市の機関が対等な立場で議論ができないことから、市の機関は情報提供を積極的に行い、市民の皆さんとの情報の共有化を図ることが必要であるとの考え方のもとに規定しています。

#### 第4条 市民の責務

- 第4条 市民は、進んで市政に参画し、自らの知識や経験を市政に生かしていくよう努めるものとします。
- 2 市民は、自らの発言と行動に責任を持って市政に参画するよう努めるものとします。
- 3 市民は、公共の利益を図ることを基本として、お互いの意見を尊重しあい ながら、市政に参画するよう努めるものとします。

#### 【説明】

ここでは、市民の皆さんが市政に参画するにあたっての、基本的な姿勢を示しています。

#### 第1項について

まちづくりの主体は市民の皆さんであり、市民の皆さん自らがまちづくりの重要性を自覚し、地域の課題や市政に関心を持ち、自発的に市政に参画することが必要であるとの考え方のもとに規定しています。また、市民参画はあくまで市民の皆さんの自主性に基づいて行われるものであり、参画すること又は参画しないことは自由であるとし、市民参画を強制するものとはしていません。

#### 第2項について

自らの意見、提案等が施策に反映されるという自覚のもとに、まちづくりへの参画に対する発言や行動にはしっかり責任を持つことが必要であるとの考え方のもとに規定しています。

#### 第3項について

特定の個人や団体の利益を求めるのではなく、次世代までのことを考え、公共の利益を図ることを基本とするとともに、自分と異なる意見及び少数派の意見をも尊重することが必要であるとの考え方のもとに規定しています。

#### 第5条 市の機関の責務

- 第5条 市の機関は、市政に関する情報を積極的に市民に提供するよう努めるものとします。
- 2 市の機関は、市民参画の機会を積極的に設けるよう努めるものとします。
- 3 市の機関は、市民の意向を的確に把握し、施策に反映させるよう努めるもの とします。

#### 【説明】

ここでは、市の機関が市民参画を推進するにあたっての基本的な姿勢を示しています。

#### 第1項について

周南市では、既に「周南市情報公開条例」に基づき、情報の公開や提供について規定していますが、市民参画を推進するためには、市民の皆さんと市の機関が対等な立場で議論を行うことが重要であり、市の機関は市政に関する情報を公平かつ的確に市民の皆さんに提供し、市民の皆さんと市の機関が情報の共有ができるように努めることが重要であるとの考え方のもとにあらためてこれを規定しています。

#### 第2項について

市の機関は、市民の皆さん自らがまちづくりについて考え、行動することができるように、「第7条 市民参画の方法」条項にあるパブリック・コメント、市民説明会、ワークショップ、審議会等の市民参画の機会を積極的に設けることが必要であるとの考え方のもとに規定しています。

#### 第3項について

市の機関は、まちづくりの主体である市民の皆さんの意向を的確に把握した上で検討し、市の施策に反映させるように努めることが必要であるとの考え方のもとに規定しています。

【基本原則・市民の責務・市の機関の責務】

# 市民の責務 ・積極的な参画 ・責任ある言動による参画 ・公共利益を図ることを基本に参画

#### 第6条 市民参画の対象

第6条 市民参画の対象となる施策(以下「対象施策」といいます。)は、次のとおりとします。

市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更

市政の基本的な方針を定める条例の制定又は改廃

市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例の制定又は改廃

広く市民に適用され、市民生活や事業活動に直接、重大な影響を与える 制度の導入又は改廃

広く市民が利用する大規模な公共施設の設置に関する計画等の策定又は 変更

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参 画の対象としないことができます。

緊急を要するもの

軽易なもの

法令の規定により市民参画を実施するもの

法令の規定により施策の実施の基準が定められており、当該基準に基づ き行うもの

市の機関の内部事務処理に関するもの

市税の賦課その他金銭の徴収に関するもの

前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるもの

- 3 市の機関は、第1項各号に掲げるもの以外のもの(前項各号のいずれかに 該当するものを除きます。)にあっても、市民参画の対象とすることができま す。
- 4 市の機関は、対象施策としているものであって、第2項の規定により市民 参画を実施しなかった場合において、市民からその理由を求められたときは、 当該市民にこれを説明しなければなりません。
- 5 市の機関は、対象施策としているものであって、第2項第1号の緊急を要することを理由に市民参画を実施しなかったときは、第15条に定める周南市市民参画推進審議会に報告しなければなりません。

#### 【説明】

従来から、市の機関は市民参画を実施してきましたが、市民参画を実施するか否か

の基準はなく、その判断は施策を所管する部署や担当者によってまちまちでした。

このような状況を改善するため、ここでは、市民参画の対象とする施策を規定するとともに、事務の効率性や費用対効果等の観点から、市民参画の対象としないことができる施策についても規定しています。

第1項は、市民参画の対象とする施策を規定しています。

市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画の策定又は 変更

まちづくりの基本理念や方向性などを定める「基本構想」、「基本計画」の ほか、「環境基本計画」や「生涯学習推進プラン」など個別行政分野における 施策展開の基本方針などを定める計画の策定又は変更が該当します。

#### 市政の基本的な方針を定める条例の制定又は改廃

「情報公開条例」や「市民参画条例」など、市政を推進する上での共通の 基本的な考え方や制度を示した条例や、「環境基本条例」など、個別行政分野 における基本的な考え方や政策的な方向性を示した条例の制定又は改廃が該 当します。

#### 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例の制定又は改廃

市民の皆さんに義務を課したり、権利を制限したりする場合は、法令に特別の定めがある場合を除いて、条例で定めることが地方自治法第14条第2項で義務づけられています。例えば「空き缶等のポイ捨て禁止条例」や「放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」など、許認可や規制、罰則などの規定を設ける条例の制定又は改廃が該当します。

#### 【地方自治法第14条第2項】

普通地方公共団体は、<u>義務を課し、又は権利を制限する</u>には、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

広く市民に適用され、市民生活や事業活動に直接、重大な影響を与える制度 の導入又は改廃

「ごみの分別収集制度」や「小中学校通学区域制度」など、市民の皆さんに広く適用され、市民生活に重大な影響を与える施策や制度の導入又は改廃が該当します。

広く市民が利用する大規模な公共施設の設置に関する計画等の策定又は変更条文にある「広く市民が利用する大規模な公共施設」とは、図書館、市民館、美術博物館、動物園など、その設置の趣旨が市全域に関わり、不特定多数の市民の皆さんが等しく利用することができる大規模施設を指します。

この文中にある「利用する」という意味は、まさに施設内に市民の皆さん 自身が入り、実際にその機能・利点を生かして用いることと解釈しています。

また「大規模」という表現についてですが、全ての公共施設の設置について市民参画を取り入れて行うということは、効率的な行政運営を考慮すれば避けることが必要と考えています。このことから、その金額の目安として、施行規則においては、「事業費がおおむね10億円以上のもの」としています。

第2項は、市民参画の対象としないことができる施策を規定しています。

市民参画を進めることは、今後のまちづくりを進める上で極めて重要なことではありますが、そのためにあまりにも時間をかけすぎて決定が先延ばしとなったり、他の行政活動に振り向ける財源や人員が足りなくなったりすれば、様々な分野において総合的に市民の皆さんの福祉を増進するという市の本来の役割を果たす上で、支障となってしまうことも考えられます。また、行政事務のコストは市民の皆さんの納税によって支えられていますから、いたずらに行政事務負担を増やして効率を下げ、ひいては市民の皆さんの利益を損なう事とならないように必要性や合理性が認められるものを対象とすべきであるとも考えられます。

このため、災害対応など市民参画をする時間的余裕のない緊急に行わなければならないもの、明らかに市民参画を必要としない軽易なもの、法令の基準に基づいて行うものなどは対象としないことができると規定しています。

#### 緊急を要するもの

災害や緊急事態により、緊急に策定する必要がある市民生活に影響を与える規制など。

#### 軽易なもの

関係法令の改正、行政組織の変更、語句の訂正等に伴う条例改正など。

#### 法令の規定により市民参画を実施するもの

都市計画法、国土利用計画法等の法令の規定により、公聴会の開催等が義 務付けられている場合など。 法令の規定により施策の実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの

国が当該施策の実施について統一基準を設けるなど、その内容や基準が上位法令に規定されており、その規定に基づき施策を実施する必要がある場合など。

#### 市の機関の内部事務処理に関するもの

市の機関が自らの責任と意思で決定すべき事項である職員人事や会計に関する事務処理など。

#### 市税の賦課その他金銭の徴収に関するもの

市税の税率や使用料等の額をいくらに設定するかという問題は、一般的には、論点も明らかであるため、直接、議会において審議を行うことが望ましいものと考えています。

また、地方自治法第74条第1項では、直接請求の一つである条例の制定 又は改廃の請求において、地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数 料の徴収に関するものについては対象外としています。

この条例においても金銭の徴収に関することについては、市民参画の対象 から除くことができるとしています。

#### 【地方自治法第74条第1項】

普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者(以下本編において「選挙権を有する者」という。)は、政令の定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求をすることができる。

#### 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるもの

定型的、経常的におこなう施策など政策的判断を伴わないものや、地方自治法第74条第1項の規定による直接請求により議会へ提出するものなど市の裁量の余地のないもの、国や地方公共団体における類似の事例や既に存在する事実上の標準に準拠してその内容を決定することが、明らかに合理的と認められるものなどが該当します。

第3項は、第1項の規定以外のものにあっても参画の対象とすることができること

を規定しています。例えば、市民憲章、都市宣言の制定や市の木や花などの制定についても、積極的に市民参画を実施することが必要です。

つまり、対象とする、しないのみで運用するのではなく、広く市民の皆さんが市の 施策の様々な分野に知識や経験を生かして参画できるよう本項を掲げています。

第4項は、第1項で対象施策としているにもかかわらず、第2項の規定により市民 参画を実施しなかったことについての疑問等への対応について規定しています。

第5項は、第1項で対象施策としているにもかかわらず、緊急を理由として市民参画を実施しなかった場合の扱いについて規定しています。この場合は、その緊急性の判断の適否について、より公正を期するため、「緊急処理理由書」(施行規則第3条に定める別記様式第1号)を作成し、市民参画推進審議会への報告を義務づけています。

#### 【市民参画の対象施策】

#### 市民参画の対象とする施策

市政の基本的な事項を定める計画

市政の基本的な方針を定める条例

市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例

市民生活や事業活動に 直接、重大な影響を与 える制度 大規模な公共 施設の設置に 関する計画等 第6条第3項の規定により市民参画の対象とするもの

ただし、以下のものは、市民参画の対象としないことができます。

緊急を要するもの 軽易なもの 法令の規定により市民参画を実施するもの 法令の規定により施策の実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの 市の機関の内部事務処理に関するもの 市税の賦課その他 金銭の徴収に関するもの 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるもの



施策の素案 作成・意見募 集等 提出された 意見等の検 討

検討結果の 公表・ 施策の決定 施策の実施・

#### 第7条 市民参画の方法

第7条 この条例における市民参画の方法は、次のとおりとします。

パブリック・コメント(市の機関が施策を定めるとき、その原案を公表して、書面等により広く意見を求め、その意見の概要、意見に対する市の機関の考え方等を公表する方法)

市民説明会(市の機関が施策を定めるとき、市民に事業決定の前に考えを説明し、市民の意見等を聴取し、又は討議する方法)

ワークショップ(市の機関が施策を定めるとき、市民と市の機関又は市 民同士が問題点を共有し、認識しながら、相互に議論、共同作業などを通 して、案を作り上げていく方法)

審議会等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により設置された審議会、審査会等の附属機関及び市の機関が定める要綱等により設置された懇話会、研究会等に、市の機関が諮問等をすることにより意見等を求める方法)

前各号に掲げるもののほか、市の機関が適当と認める方法

#### 【説明】

ここでは、市民参画の方法について規定しています。

- の「審議会等」については、「附属機関等」とせず、より市民の皆さんに馴染みの ある「審議会等」としています。
- の「市の機関が適当と認める方法」は、対象となる施策の特質等から、 ~ に 掲げる方法以外の効果的な参画方法を適用する場合があるとの考え方のもとに規定し ています。

また、市民参画の方法については、時代とともに新しい方法が考えだされて変化し続けている現状から、条文中には、代表例の例示にとどめていますが、このほか、以下に掲げる方法などがあります。

アンケート ヒヤリング 公聴会 モニター フォーラム シ ンポジウム 意見・作文・アイディア等の募集

#### 第8条 市民参画の実施

- 第8条 市の機関は、市民参画を実施しようとするときは、前条各号に掲げる 市民参画の方法のうちから、適切な方法により実施します。
- 2 市の機関は、市民参画を実施しようとするときは、次の事項に配慮します。 必要と認められるときは、複数の方法により多様な市民の意見等が得られるようにすること。

高度な専門性を必要とする施策については、深い知識と経験を持つ市民の参画が得られるようにすること。

地域性を有する施策については、対象となる地域の市民の参画が得られるようにすること。

- 3 市の機関は、市民参画を実施しようとするときは、その結果を施策の決定 に生かすことができる適切な時期に実施するものとします。
- 4 市の機関は、市民参画を実施しようとするときは、周南市情報公開条例(平成16年周南市条例第36号)に定める不開示情報に該当するものを除き、 施策に関する情報を適切な時期に公表するものとします。

#### 【説明】

ここでは、市民参画を実施する際の基本的な事項について規定しています。

#### 第1項について

市民参画を実施するときには、「第7条 市民参画の方法」条項に掲げる複数の方法の中から効果が期待できる方法を選択して実施することを規定しています。

#### 第2項について

では、より多く、より広範に市民の皆さんの意見等を求める必要があるときは、 できるかぎり複数の方法を併用することが必要であるとの考え方のもとに規定してい ます。

~ では、高度な専門性を必要とする施策や、地域性を有する施策の実施にあたっては、それぞれの事情により、専門的知識を持つ有識者や、当該地域に居住して暮らしている人々の参画が必要であるとの考え方のもとに規定しています。

#### 第3項について

市民参画は、多様な参画方法のうち、最も効果が期待できる方法を選択し、組み合

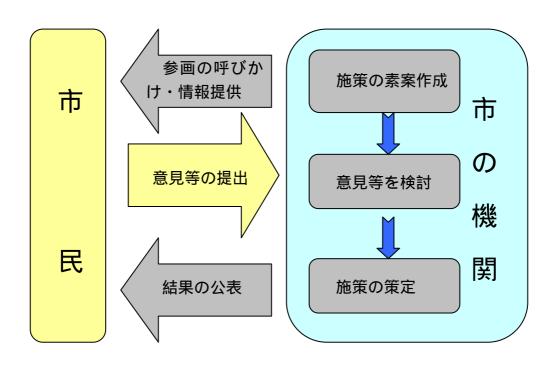
#### わせて実施する必要があります。

その実施時期については、対象となる施策の形態や内容の違いもあり、あらかじめ 一律に規定するのは難しいとの考え方のもとに、参画による意見、提案等を施策に生 かすことができる適切な時期としています。

#### 第4項について

市民参画を実施するにあたっては、市民の皆さんと市の機関が情報の共有ができるように努めることが前提であることから、事前の情報の公表時期についても、合わせて規定しています。

#### 【市政への市民参画の仕組み】



## 第9条 提出された意見等の検討

第9条 市の機関は、市民参画の実施により提出された市民の意見等を尊重し、 検討します。

#### 【説明】

市民の皆さんと市の機関が、対等な立場で、相互の役割を理解し、尊重しながら行う市民参画の基本原則にのっとり、市の機関は、市民参画の手続を経て提出された意見等を十分検討し、有効な意見等を考慮して、意思決定を行っていくことが必要であるとの考え方のもとに規定しています。

提出された「市民の意見等」とは、市民参画の方法に応じて、具体的には次のとおりです。

パブリック・コメント

そのパブリック・コメントで提出された意見

市民説明会

その説明会で出された意見、提案等

ワークショップ

そのワークショップで集約された意見、提案等

#### 審議会等

その審議会等で提出された答申、提言、意見具申等

### 第10条 公表の方法

第10条 この条例に定める公表の方法は、次に定めるとおりとし、2以上の方法で行うこととします。

市広報紙への掲載

市ホームページへの掲載

ケーブルテレビでの放映

周南市公告式条例(平成15年周南市条例第3号)に定める掲示場への 掲示

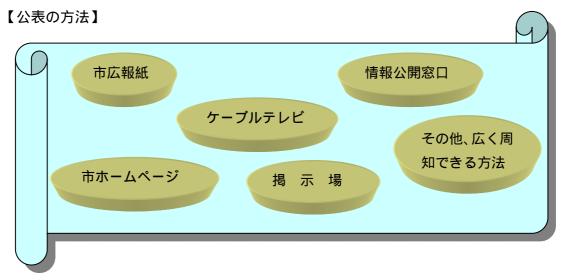
市の機関が設置する情報公開・個人情報保護担当の窓口への備付け前各号に掲げるもののほか、市民に広く周知できる方法

## 【説明】

ここでは、市の機関が市民参画に関する情報を公表する方法について規定しています。

市民の皆さんと市の機関の情報の共有は、市民参画を推進するために最も大切な要素のひとつです。市民の皆さんが情報を公平に入手することができるように、ここに掲げる方法のうちから、2つ以上の方法を適切に組み合わせて公表することが必要であるとの考え方のもとに規定しています。

- の「ケーブルテレビでの放映」とは、「周南市市政だより」での公表をいいます。
- の「前各号に掲げるもののほか、市民に広く周知できる方法」については、報道機関への情報提供等のほか、地域性を有する施策について市民参画を実施する場合は、地域だより、チラシ、報告会等の適切な方法によることも必要であるとの考えから規定しています。



#### 第11条 パブリック・コメントの実施

第11条 市の機関は、パブリック・コメントを実施するときは、次の事項を 公表します。

施策の案及びその案に関する資料

意見の提出先、提出期間及び提出手段

前2号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

- 2 パブリック・コメントにおける意見の提出期間は、前項の規定による公表の日から原則として1箇月とします。
- 3 パブリック・コメントにおける意見の提出手段は、次に掲げるとおりとします。

書面持参

郵便

ファクシミリ

電子メール

前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める手段

- 4 パブリック・コメントにより意見を提出しようとするものは、住所、氏名 (法人その他の団体にあっては所在地、名称及び代表者氏名)及び連絡先を 明らかにします。
- 5 市の機関は、パブリック・コメントにより提出された意見に対する検討を 終えたときは、周南市情報公開条例に定める不開示情報に該当するものを除 き、意見の概要及び市の機関の考え方並びに施策の案を修正したときはその 修正内容を公表します。

#### 【説明】

ここでは、「第7条 市民参画の方法」条項で掲げたパブリック・コメントの実施に 関して必要な事項について規定しています。

#### 第1項について

パブリック・コメントを実施する場合には、第1号及び第2号に掲げる事項のほか、 意見を提出する場合の記載事項や問い合わせ先などを市民の皆さんに公表し、手続を 適切に進めていくことが必要であるとの考え方のもとに規定しています。

第2項について

パブリック・コメントを実施するときには、事前に対象となる施策の案や資料等を 提示し、市民の皆さんが検討するための時間を十分に確保することが必要であるとの 考え方のもとに、公表の日から1箇月の提出期間を設けることを規定しています。

#### 第3項について

パブリック・コメントにより意見を求めるときには、書面提出のみにとどまらず、 多様な手段を利用して市民の皆さんが積極的に意見を提出できるよう配慮することが 必要であるとの考え方のもとに規定しています。

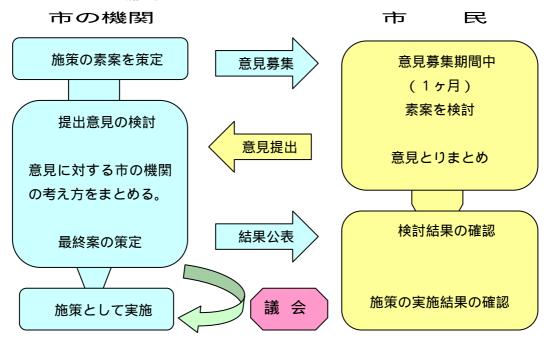
#### 第4項について

意見を提出しようとするものは、自らの意見が施策に反映されるという自覚のもとに、発言や行動にはしっかり責任を持つことが必要です。また、提出された意見の内容について、市の機関が問い合わせ等をする必要が生じてくることも考えられます。このことから、住所、氏名、連絡先を明らかにするように規定しています。

#### 第5項について

市の機関は、提出された市民の皆さんの意見等に対する検討を終えたときは、周南市情報公開条例に規定する不開示情報に該当するものを除き、意見の概要及び市の機関の考え方並びに施策の案を修正したときはその修正内容を公表することが必要であるとの考え方のもとに規定しています。

#### 【パブリック・コメントの流れ】



#### 第12条 市民説明会、ワークショップ等の実施の公表

- 第12条 市の機関は、市民説明会、ワークショップその他市の機関が行う施 策に市民の意見等を反映させるため市民に参画を求める集会を実施するとき は、日時、場所、内容等に関する情報を開催日の2週間前までに公表します。
- 2 市の機関は、市民説明会、ワークショップその他市の機関が行う施策に市 民の意見等を反映させるため市民に参画を求める集会を実施したときは、周 南市情報公開条例に定める不開示情報に該当するものを除き、開催記録を公 表します。

#### 【説明】

ここでは、市民の皆さんに参画を求める集会を実施する際の情報の公表について規 定しています。

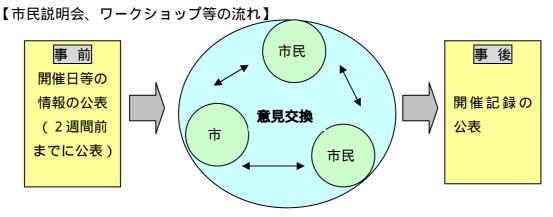
#### 第1項について

「第7条 市民参画の方法」条項で掲げた市民説明会やワークショップのほか、フォーラムやシンポジウムなど、市の機関が行う施策に市民の皆さんの意見等を反映させるため市民の皆さんに参画を求める集会について、その情報の事前公表の時期を規定しています。

市民の皆さんに参画を求める集会を開催する場合には、市民の皆さんと市の機関が情報を十分に共有しておく必要があり、当該案件の課題や問題点に対して市民の皆さんが理解を深めたり、意見、提案等を準備することができるように、開催に先立って少なくとも2週間前までに、開催日時、開催場所、議題(テーマ)、参加できるもの等の情報を公表することが必要であるとの考え方のもとに規定しています。

#### 第2項について

市の機関は、市民の皆さんに参画を求める集会を実施したときは、その開催記録を 作成し、周南市情報公開条例に規定する不開示情報に該当するものを除き、公表する ことが必要であるとの考え方のもとに規定しています。



#### 第13条 審議会等の委員公募及び会議の公開

第13条 市の機関は、審議会等の委員を選任するときは、委員の公募に努めます。

- 2 審議会等の委員の公募に関し必要な事項は、別に定めるところによります。
- 3 審議会等の会議は、事前に開催を公表し、周南市情報公開条例第22条の規 定により公開します。

#### 【説明】

ここでは、「第7条 市民参画の方法」条項で掲げた審議会等について、その委員の 公募と会議の公開について規定しています。

#### 第1項について

審議会等の委員の選任にあたっては、幅広い市民の皆さんの多様な意見、提案等が 反映され、様々な観点が入って実質的かつ効果的な議論が成り立つように配慮するこ とが必要です。このような考え方のもとに、委員の公募を積極的に行うことを規定し ています。また、委員の選任にあたっては、男女比や、年齢層、他の審議会等の委員 との兼職状況を考慮することも必要です。

#### 第2項について

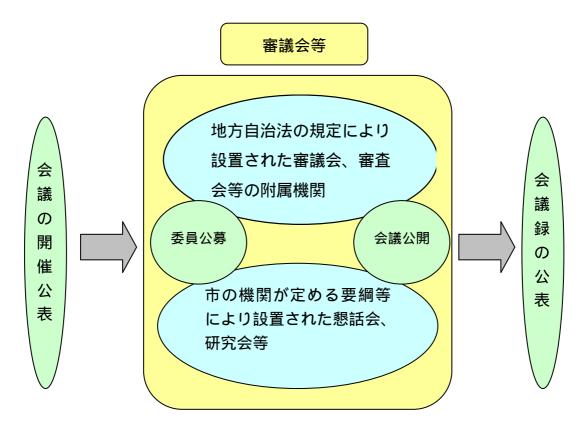
公募の実施に関して必要な事項については、「周南市附属機関等の設置及び運営に関する規程(平成 16 年 11 月 30 日規程第 8 号)」及び「周南市附属機関等の公募に関する規程(平成 16 年 11 月 30 日規程第 9 号)」において定めています。

#### 第3項について

周南市では、既に「周南市情報公開条例(平成 16年周南市条例第 36号)」「周南市附属機関等の設置及び運営に関する規程(平成 16年11月 30日規程第 8号)」において、会議の公開について規定していますが、市民参画を推進するためには、審議会等の会議は事前に開催を公表し、会議の運営について、市民の皆さんに対し積極的に情報を提供するなどその透明性を確保し、市政に対する市民の皆さんの関心を高める必要があるとの考え方のもとにあらためてこれを規定しています。

会議の公表及び公開の方法は、「周南市附属機関等の会議の公開に関する規程(平成 16年11月30日規程第10号)」の定めるところによります。

#### 【審議会等の委員公募及び会議の公開】



第14条 意向の把握

第14条 市の機関は、この章に定めるもののほか、適切な方法により、広く 市民の意識や意見を把握するよう努めます。

#### 【説明】

市政に対して意見、提案等を持っていても、様々な理由によりそれを表明できない市民の方も多数いることが考えられます。これらの埋もれがちな市民の方々の意見等を掘り起こし、市政に反映させるため、市の機関は、適切な方法により、継続的にまた広く、市民の皆さんの意向の把握に努めることが必要であるとの考え方のもとに規定しています。

#### (適切な方法例)

電子メール 郵便 電話 ファクシミリ 市民の声(意見箱)など

#### 第15条 市民参画推進審議会の設置

- 第15条 この条例に定める市民参画の適正な運用及び市民参画を推進する上で必要な事項を審議するために周南市市民参画推進審議会(以下「推進審議会」といいます。)を設置します。
- 2 推進審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議します。

第6条第5項の規定による報告に関する事項

市民参画の実施状況の評価に関する事項

この条例の運用状況に関する事項

市民参画の方法の研究及び改善に関する事項

この条例の見直しに関する事項

前各号に掲げるもののほか、市民参画に関する基本的事項

- 3 推進審議会は、市民参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができます。
- 4 推進審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織します。

市長が行う公募に応じた者

学識経験者

前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

- 5 推進審議会の委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、 前任者の残任期間とします。
- 6 推進審議会の委員は、再任されることができます。

#### 【説明】

ここでは、周南市市民参画推進審議会(以下「推進審議会」といいます。)の設置並 びに推進審議会の組織及び運営についての基本的な事項について規定しています。

第1項について(設置について)

この条例の実効性を高め、推進していくために、地方自治法の規定による執行機関の附属機関として設置するものです。

また、条例では、設置について基本的な事項を規定し、その他の詳細は規則への委任事項として構成しています。

第2項について(諮問に応じた調査・審議について)

市長の諮問(施策の決定のために意見を尋ね求める。)に応じて調査・審議を行います。

条例中で市民参画の対象でありながら、緊急を要するものとして市民参画を実施しなかったことについての審議

市民参画の実施状況についての評価

ここでいう評価とは、市民参画が適切な時期に行われたか否か、その方法は適切だったか否かなどの評価であり、点数をつける評価とは考えていません。評価方法については、推進審議会の中で、試行錯誤しながら、絶えず検討していくべきものと考えています。

この条例が適正に運用されているか否かの審議

市民参画の方法の研究や改善に関すること

この条例の見直しについての調査研究

市民参画に関する基本的な事柄について調査・研究・審議

第3項について(意見具申について)

推進審議会自らが市民参画に関することについて調査研究を行い、市長に意見を述べることができます。

第4項、第5項、第6項について(組織について)

推進審議会の委員を20人以内とし、委員は、次の方々を市長が委嘱することとしています。

公募による市民

学識経験者

市長が必要と認める者

なお、公募委員の枠については「周南市附属機関等の設置及び運営に関する規程(平成 16 年 11 月 30 日規程第 8 号 )」の中で、全委員数の 2 0 %以上としており、これに準ずる扱いとします。また、委員の人数や任期等についても、この規程に準ずる扱いとしています。

#### 第16条 市民参画の実施状況等の公表

第16条 市長は、毎年度、市民参画の実施状況及び推進審議会における評価 (前条第2項第2号の規定による評価をいいます。)結果をまとめて公表しま す。

## 【説明】

市民参画の推進を図るとともに、市民参画の手続の透明性を高めるため、毎年度の市民参画の実施状況について、市長が、推進審議会に諮り、審議、評価されたものを市民の皆さんに公表することが必要であるとの考え方のもとに規定しています。

なお、公表の時期等については、特段の規定は設けず、市長の判断に委ねています。

#### 第17条 市民参画の方法の普及等

第17条 市民と市の機関は、様々な市民参画の方法の普及に努めるとともに、 それらの長所及び短所を理解し、有効に運用できる人材の養成に努めます。

## 【説明】

市民の皆さん一人ひとりが身近に感じることのできる市民参画となるように、市民の皆さんと市の機関がともに手を携えて、パブリック・コメントやワークショップなどの市民参画の方法の普及に努めていく必要性を規定しています。

市民参画の方法であるワークショップや、フォーラム等の実施にあたっては、その 集会に参画する人がどれだけ案件の趣旨を理解して意見交換を行うことができるかと いう点や、どの程度有効な意見集約が可能になるかという点が重要であり、これは、 その会議にあたる進行役の力量に大きくかかわってきます。

従って、ワークショップやフォーラム等の参加者が対等な立場で意見を出し合い、 意見集約ができるように、中立的な立場で円滑に会議の進行を行うことのきる司会進 行役やファシリテーター(促進者)の人材確保が不可欠となります。

また、市の機関が市民参画を適切に実施していくためには、市民感覚の視点を持ち市民パワーを最大限に引き出し生かすことのできる職員の育成も重要となります。

以上のような考え方のもとに規定しています。

#### 第18条 意思決定過程の特例

第18条 審議会等がこの条例に定める市民参画の方法に準じて策定した報告、提言又は答申に基づき、市の機関が行う施策については、この条例に定める市民参画を実施する必要はありません。

# 【説明】

市の機関が意思決定を行うに当たっては、審議会等の意思決定を受けて行う場合も 少なくありません。市の機関が審議会等に諮問等をし、その報告、提言又は答申を受 けて、施策の意思決定をする際に、当該審議会等において、この条例に定める市民参 画の方法に準じた手続をすでに経ている場合は、市の機関は、あらためてこの条例に 定める市民参画を実施する必要はないことを規定しています。

これは市の機関が、重ねて市民参画を実施することは、市民参画の趣旨が既に実現していることからも意義が薄く、事務の重複を避けて効率的な行政運営を行う必要性があるとの考え方から規定しています。

このような事例としては、次のようなものがあります。

この周南市市民参画条例は、審議会等である「周南市市民参画検討委員会」が、パブリック・コメントやフォーラム等の市民参画方法を実施して取りまとめた提言書を市の機関が受けて制定したものです。この提言を受けて意思決定を行う市の機関は、この条例に定めるパブリック・コメントや市民説明会等の市民参画方法をあらためて実施する必要はないということになります。

# 第19条 条例の見直し

第19条 市長は、社会情勢の変化や市民参画の状況を踏まえ、必要に応じ、 この条例の見直しを行います。

## 【説明】

社会情勢の変化や市民参画の状況を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行うことについて規定しています。

市民参画の制度化は、現時点では出発点にすぎず、今後、様々な試行が繰り返されていくことが考えられるため、当初から見直しの規定を盛り込んだ方が、より適切であるとの考え方のもとに規定しています。

## 第20条 委任

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、 市長が別に定めます。

## 【説明】

この条例を施行するに際して必要な事項を別に定めることを市長に委任することに ついて規定しています。

# 附則

# 附 則

# (施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行します。

## (経過措置)

2 この条例の施行の際、既に着手され、又は着手のための準備が進められている施策であって、時間的な制約その他正当な理由により市民参画を実施することが困難な場合については、第6条から第13条までの規定は適用しません。

## 【説明】

- 1 施行期日について定めています。
- 2 施行期日において、既に着手され、又は着手のための準備が進められている施 策について、時間的な制約やその他正当な理由により市民参画を実施することが 困難な場合、第6条から第13条までの規定は適用しないこととしたものです。

# 5 参考資料

# (1)周南市市民参画条例の構成(条例・規則関連表)

周南市市民参画条例	周南市市民参画条例施行規則
	<b>内用中中代参</b> 四示例他们规则
前文	Arte a deg a della letta
第 1条(目的)	第 1条(趣旨)
第 2条(定義)	
第 3条(基本原則)	
第 4条(市民の責務)	
第 5条(市の機関の責務)	
第 6条(市民参画の対象)	第 2条(大規模な公共施設の範囲)
	第 3条(市民参画の対象としなかった場合
	の取扱い)
第 7条(市民参画の方法)	
第 8条(市民参画の実施)	第 4条(資料全体を公表することが困難な
	場合の取扱い)
第 9条(提出された意見等の検討)	
第10条(公表の方法)	
第11条(パブリック・コメントの実施)	第 5条(パブリック・コメントを実施する
	場合の公表事項 )
	第 6条(パブリック・コメントにより意見
	を提出する場合の記載事項)
第12条	第 7条(市民説明会、ワークショップ等を
(市民説明会、ワークショップ等の実施の公	実施する場合の公表事項)
表)	第 8条(市民説明会、ワークショップ等を
	実施した場合の公表事項)
第13条	
(審議会等の委員公募及び会議の公開)	
第14条(意向の把握)	
第15条(市民参画推進審議会の設置)	第10条(周南市市民参画推進審議会の組織
,	及び運営)
	第11条(推進審議会の会議)
	第12条(推進審議会の庶務)
	第13条(推進審議会の運営)
第16条(市民参画の実施状況等の公表)	第 9条(市民参画の実施状況の報告)
第17条(市民参画の方法の普及等)	7
第18条(意思決定過程の特例)	
第19条(条例の見直し)	
第20条(委任)	第14条(その他)
附則	附 則
113 //3	113 //3

(2)周南市市民参画条例施行規則(平成18年12月25日公布 周南市規則第76号)

(趣旨)

第1条 この規則は、周南市市民参画条例(平成18年周南市条例第67号。以下「条例」 という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(大規模な公共施設の範囲)

第2条 条例第6条第1項第5号に規定する大規模な公共施設は、事業費がおおむね10 億円以上のものとする。

(市民参画の対象としなかった場合の取扱い)

第3条 条例第6条第5項の規定による報告は、緊急処理理由書(別記様式第1号)により行う。

(資料全体を公表することが困難な場合の取扱い)

第4条 条例第8条第4項、第11条第1項及び第5項、第12条並びに第16条の規定に よる公表を行う場合において、対象となる施策の内容全体(図面、冊子、大量な資料等) を公表することが困難なときは、当該内容全体の閲覧方法を明示したうえで、その概要を 公表することができる。

(パブリック・コメントを実施する場合の公表事項)

第5条 条例第11条第1項に規定するパブリック・コメントを実施する場合において公表する事項は、次に掲げるとおりとする。

施策の案の名称

施策の案及びその案に関する資料

意見を提出できるもの

意見の提出先、提出期間及び提出手段

意見を提出する場合の記載事項

提出された意見の検討結果の公表の仕方

施策の案等の閲覧方法及び閲覧場所

前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

(パブリック・コメントにより意見を提出する場合の記載事項)

第6条 パブリック・コメントにより意見を提出しようとするものは、次に掲げる事項を 記載した書面等を条例第11条第1項の規定による市の機関が公表したところにより、 提出するものとする。

施策の案の名称

施策の案に対する意見

住所 (法人その他の団体にあっては所在地)

氏名(法人その他の団体にあっては名称及び代表者名)

連絡先(前2号に掲げるもののほか、電話番号、電子メールアドレス等、市の機関

が意見を提出したものへ通信する際に利用する情報をいう。)

前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

(市民説明会、ワークショップ等を実施する場合の公表事項)

第7条 条例第12条第1項に規定する市民説明会、ワークショップ等を実施する場合に おいて公表する事項は、次に掲げるとおりとする。

集会の名称

開催日時及び場所

集会の議題(テーマ)

参加できるもの

前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

(市民説明会、ワークショップ等を実施した場合の公表事項)

第8条 条例第12条第2項の規定により公表する開催記録は、次に掲げる事項を記載する。

集会の名称

開催日時及び場所

集会の議題(テーマ)

集会の内容

参加者数

前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

(市民参画の実施状況の報告)

第9条 市民参画を実施した担当課等の長は、その結果を、当該年度の翌年度、別に定める 様式により、速やかに市民参画担当課長へ提出するものとする。条例第18条に規定する 意思決定過程の特例によるときも、同様とする。

(周南市市民参画推進審議会の組織及び運営)

- 第10条 条例第15条に規定する周南市市民参画推進審議会(以下「推進審議会」という。)に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、推進審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職 務を代理する。

(推進審議会の会議)

- 第11条 会長は、推進審議会の会議(以下「会議」という。)を招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するとこ ろによる。
- 4 推進審議会は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明や意見を聴くことができる。

(推進審議会の庶務)

第12条 推進審議会の庶務は、市民参画担当課において処理する。

(推進審議会の運営)

第13条 前3条に定めるもののほか、推進審議会の運営に関し必要な事項は、会長が推 進審議会に諮って定める。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

# 緊急処理理由書

 提出日
 年
 月
 日

 担当課名(
 )

1	市民参画を実施しなかった施策の名称
2	市民参画を実施しなかった施策の内容
3	本民会画を実施しなかった理由
3	市民参画を実施しなかった理由

# 周南市市民参画条例の解説

# 平成 1 9 年 2 月発行 周南市総合政策部企画課市民協働室

〒745 8655 周南市岐山通1丁目1番地

TEL:0834-22-8203 FAX:0834-22-8475

Eメール: kikaku@city.shunan.lg.jp

条例の制定経緯等、詳しくは、市ホームページ (http://www.city.shunan.lg.jp/)をご覧ください。